

◆ いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」
（「いじめ防止対策推進法」より）

いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も、行為の対象となった者（B）も児童であること
 - ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
 - ③ AがBに対して、心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
 - ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること
- という4つの要素が含まれる。

2 いじめ防止対策組織

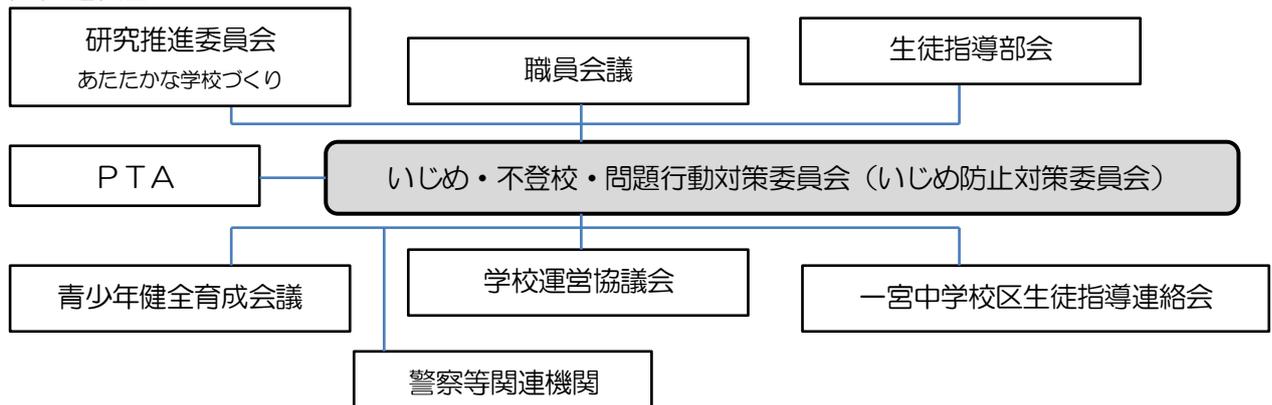
いじめ被害によって悲しむ子どもが一人もいないように、学校、保護者、地域が一体となって、いじめの根絶に取り組むことのできる体制を整え、いじめ防止、早期発見、いじめに対する処置にあたる。

「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を設置し、広くいじめ問題に対応していく。具体的には、未然防止から対応に至る直接的な事柄だけでなく、そこから派生する教職員の資質向上のための校内研修や、教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施、さらには計画通りに進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、また、「学校基本方針」の見直しについて担う。

(1) 「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と評価（PDCA）
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報の発信と意識啓発、意見聴取
- ④ いじめへの対処
- ⑤ 関係諸機関との連携

(2) 組織図



3 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) いじめについての共通理解をもつ

教職員全員の共通理解を図ることはもちろん、児童に対してもいじめとは何かについて具体的に共有し、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通して、児童の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る態度を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の留意点

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切に授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進め、一人一人の居場所を確保し、集団として絆づくりへつなげていくようにする。ストレスを感じた場合に、それに適切に対処できる力も育てていく。

教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には十分注意する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が認められている、満たされているという思いを感じ取ることができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての児童に提供し、自己有用感が高められるように努める。その際、家庭や地域にも協力を求めていき、幅広い人から認められているという思いが得られるようにすることも有効である。自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設けることも考えられる。

(5) 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進していく。児童主体の活動になるよう、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

4 早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候を見逃さず、早い段階から多くの職員で的確にかかわり、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 教師による観察と情報交換
- ② アンケートの実施
- ③ 保護者・地域との連携
- ④ 関係機関との連携

定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。定期的なアンケートや教育相談以外にも、休み時間の雑談などで児童の様子に目を配ったり、日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人懇談などの機会を活用したりする。これらにより集まったいじめに関する情報については、学校の教職員全体で共有する。

5 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたらすぐに対応を開始する。
- (2) 教職員の共通理解をはかり、保護者の協力を得て、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談署等の関係機関と連携し、組織的に対応する。
- (3) いじめを受けた児童に対し、安心して学校生活を過ごすことができるよう、具体的な支援を行い、必要があればスクールカウンセラーを勧める等、心のケアも行う。問題が解決しても、継続的に観察や声掛け等支援を行う。保護者に対しては説明責任を果たし、必要に応じた支援を行う。
- (4) いじめた児童に対し、「いじめはどんな理由があっても許されることではない」ことを伝え、自分の行動を振り返らせる等、適切な指導を行う。いじめた児童の保護者に対し、事実を伝え、親子でいじめ問題に向き合うことができるよう指導・助言を行う。
- (5) ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

6 重大事態への対処

事実と向き合う・組織力を活かす

児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときなどの重大事態への対応については、「豊川市いじめ防止基本方針」に基づいて教育委員会へ発生の報告をし、学校が調査主体となった場合、以下のような対応にあたる。

- (1) 事案発生確認後すぐに教育委員会に報告
- (2) 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- (3) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ① 事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする
 - ② いじめられた児童への十分な聴き取りを行う
 - ③ 在籍児童、教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う
 - ④ いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める
 - ⑤ いじめられた児童に継続的な心のケアを行い、学校生活復帰や学習の支援を行う
 - ⑥ いじめられた児童への聴き取りが不可能な場合、保護者の要望・意見を十分聴取し、協議の上、調査に移る。在校児童、教職員に質問紙調査や聴き取り調査などを行う
 - ⑦ 児童の自殺という事態が起こった場合、その後の自殺防止の観点から、自殺の背景調査を行う
児童の尊厳を保持し、また、遺族の気持ちに十分配慮し、死に至った経緯を検証し、再発防止策を講じる
 - ⑧ 児童や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める
 - ⑨ 個人のプライバシーに十分配慮して取り組む
- (4) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適切な情報を提供
- (5) 調査結果を教育委員会に報告
- (6) 調査結果を踏まえ、必要な措置を講じる

平成29年6月1日策定
平成30年6月1日改定
令和 3年6月1日改定